

## 令和5年度宮城県建設産業入職促進支援動画等制作業務 企画提案募集要領

### 1 募集事項

(1) 案件名

令和5年度宮城県建設産業入職促進支援動画等制作業務

(2) 事業目的

第3期みやぎ建設産業振興プランに掲げる基本目標の1つである「担い手の確保・育成」に向けた施策として、若年世代の新規入職を促進するための戦略的広報を推進することとしている。本業務は、かかる取組の一環として、インターネット上で配信する動画コンテンツ及び当該動画コンテンツに係る広報媒体を制作し、建設産業従事者の技能、就業状況、社会的役割等について中学生・高校生を中心とする若年世代の理解を深め、入職促進の一助としようとするもの。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで

(5) 事業費（委託上限額）

金3,421,000円

（うち消費税及び地方消費税の額 金311,000円）

(6) 実施場所

宮城県内一円

### 2 応募資格

この企画提案に参加を申し込む者（以下「企画提案者」という。）は、次の全ての資格・要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) この業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号

に規定する措置要件に該当する者でないこと。

- (6) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (9) 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所）を有し、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

### 3 スケジュール

- (1) 企画提案募集に係る公告…………… 令和5年4月25日（火）
- (2) 業務に係る質問受付・公告の日から令和5年5月12日（金）午後5時まで
- (3) 質問回答期限…………… 令和5年5月17日（水）
- (4) 企画提案書類の提出期限…………… 令和5年5月26日（金）午後5時
- (5) 企画提案に関する選定委員会の開催…………… 令和5年6月1日（木）予定
- (6) 選定結果の通知及び公表…………… 令和5年6月中旬予定
- (7) 契約締結…………… 令和5年6月下旬予定
- (8) 業務完了（委託契約履行期限）…………… 令和6年1月31日（水）

### 4 応募手続

#### (1) 質問の受付

- イ 受付期限 令和5年5月12日（金）午後5時
- ロ 質問先 宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班
- ハ 質問方法 下記の電子メールアドレス宛て、質問書（様式第1号）を添付ファイルとして送信する。電話、ファクシミリ、直接の来庁、受付期限を過ぎて送信された質問は受け付けない。

電子メールアドレス：[d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp](mailto:d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp)

- ニ 回答方法 令和5年5月17日（水）までに、宮城県土木部事業管理課のホームページに掲載する。企画提案者は必ず全ての質問・回答を確認すること。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な企画提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

#### (2) 企画提案への参加申込み

- イ 提出期限 令和5年5月26日（金）午後5時
- ロ 提出先 宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班  
〒980-8570（住所記載不要）  
宮城県行政庁舎8階南側
- ハ 提出方法

郵送又は持参（持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。）

## ニ 提出書類

(イ) 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

(ロ) 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号） 1部

(ハ) 企画提案書（任意様式） 7部

※ A4判両面印刷とし、ページ番号を付してクリップ留めすること。

※ 表紙に事業者名を表示すること。

※ 仕様書記載の業務内容を踏まえ、次の項目を含む構成とすること。

動画コンテンツの制作方針、構成・演出・シナリオ、動画コンテンツと広報媒体との連携、制作スケジュール、制作体制、追加の企画提案、類似業務の実績

(ニ) 事業経費見積書（様式第4号） 1部

※ A4判片面印刷とし、仕様書の項目ごとに単価、数量、金額を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

## (3) 留意事項

イ この企画提案のために要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。

ロ 提出された企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表及びその他県が必要と認める場合には、当該企画提案書が無償で使用できるものとする。

ハ 企画提案書等について、提出後の差替え、変更、取消及び再提出は認めない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ニ 提出された企画提案書等の内容について、選定委員会に先立ち事務局から説明を求める場合がある。

ホ 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものに限る。

## 5 評価・選定方法

県が設置する選定委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びその質疑応答の総合評価により評価を行う。

各委員の評価点の合計が満点の6割以上で、かつ、評価点が高い順に付けた評価点順位の合計が小さい企画提案者から順に順位を決定する。評価点順位の合計が同点1位の場合は、当該企画提案者を評価点順位第1位とした委員数が多い企画提案者を、更に評価点順位第1位とした委員数が同数の場合は、各委員の評価点の総合計が高い企画提案者を、更に評価点の総合計が同点の場合は、当該企画提案者の中で委員長の評価点が高いものを第1位とし、委託候補者として選定する。各委員の評価点の合計が満点の6割以上を満たす企画提案者がいない場合は、委託候補者を

選定せず、再度、企画提案者を募集する。

なお、企画提案者が5者を超えた場合は、令和5年度宮城県建設産業入職促進支援動画等制作業務公募型プロポーザル方式選定委員会要領に基づき、あらかじめ提出書類による予備審査を行い、上位5者を選抜し提出書類及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、企画提案者を出席させての選定委員会開催が困難と判断した場合、WEB会議システムを利用したプレゼンテーション及び質疑応答の実施、又はプレゼンテーションを実施せず、提出書類のみによる審査に変更する場合がある。

#### 予備審査について

日時（予定） 令和5年5月29日（月）

#### 選定方法

- ・ 応募のあった企画提案書について、6評価基準・配点に基づいて審査し、上位5者を選定する。

#### 予備審査の結果通知

- ・ 審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

#### プレゼンテーションについて

日時（予定） 令和5年6月1日（木）午前10時から正午まで

場所（予定） 宮城県行政庁舎又は宮城県自治会館

※ 日時及び場所の詳細については、別途企画提案者に連絡する。

#### 実施方法

- ・ 出席者は、企画提案者1者につき3人以内とする。
- ・ 企画提案者1者当たりの持ち時間は20分以内（説明10分以内、質疑応答10分以内）とする。
- ・ 事前に提出された企画提案書を用いてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。
- ・ プレゼンテーションの際にサンプル動画の使用を希望する場合は、企画提案書類提出時に担当職員に申し出、SDカード又は指定のストレージサービス（Sendfile）により動画ファイルを提出すること。映写機材は事務局が準備する。

## 6 評価基準・配点

次の審査項目、審査内容及び配点による。

審査項目	審査内容	配点	
		個別	計
制作方針	宮城県の制作物としてふさわしい品位を	5	25

	備えているか。		
	建設産業やその従事者の職業的価値向上につながる制作方針になっているか。	20	
制作物の内容	ターゲット層である中学生から高校生までの年代に分かりやすく、興味を引く構成・演出・シナリオになっているか。	15	50
	ターゲット層の保護者にも訴求する構成・演出・シナリオになっているか。	10	
	職種の多岐性や特徴をとらえた構成・演出・シナリオになっているか。	10	
	広報媒体等（チラシ）から動画コンテンツの視聴を促すための効果的な誘導が図られているか。	15	
制作体制及び経費等	制作スケジュールは計画的か。	5	15
	人員、設備等について業務を適切に遂行する体制がとられているか。	5	
	見積額について、積算根拠が妥当で業務内容と整合が取れているか。	5	
付加的な加点	仕様書記載の内容に加え、建設産業への入職促進に効果的な企画提案が追加されているか。	5	10
	これまでの制作実績が本件業務の目的と整合し、事業目的の達成を期待できるか。	5	
合計			100

審査内容ごとにAからEまでの5段階で評価し、配点に評価に応じた以下の係数を乗じて得た数値を評価点とする。

	A	B	C	D	E
評価	特に優れている	優れている	適当である	やや適当でない	適当でない
係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

## 7 失格事由

次の要件に該当したときは、失格とする。

- (1) 2の応募資格に違反した場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- (3) 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案書提出後、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に規定する資格制限を受けた場合

- (5) 企画提案書提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に該当すると認められた場合
- (6) 企画提案者が故意に選定委員会委員に接触した場合
- (7) その他公正な企画提案の執行を妨げたと認められる場合

## 8 企画提案者が1者又は企画提案者がいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合も選定委員会の委員全員による審査を実施し、各委員の評価点の合計が満点の6割以上の場合は委託候補者として決定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合は又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

## 9 選定・非選定結果の通知方法

選定結果については、後日、プレゼンテーション審査に参加した全ての企画提案者に対し、文書で通知する。

なお、審査・選定結果及び講評等に関する質問には応じない。

## 10 選定結果の公表方法

選定された委託候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を事業管理課のホームページに公表する。

なお、参加事業者が2者の場合は、非選定者の点数が特定されないよう点数の記載は省略する。

## 11 提出関係書類の様式

様式第1号：企画提案質問書

様式第2号：企画提案参加申込書

様式第3号：企画提案応募条件に係る宣誓書

様式第4号：事業経費見積書

## 12 その他必要な事項

### (1) 委託候補者選定後の手続

#### イ 受注者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するため、優先交渉者から見積書を徴収する。見積価格が予定価格の範囲内である場合をもって当該委託候補者を受注者に決定し、契約を締結する。ただし、特別な理由により優先交渉者と契約締結ができない場合は、各委員の評価点の平均が6割以上の他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受注者とする。

ロ 契約書の作成

県と受注者で協議の上、契約書を作成する。

ハ その他契約に関する事項

(イ) 県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに、別紙「仕様書」の記載事項を追記、変更又は削除することができる。

(ロ) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、本業務による成果品が第三者の知的財産権を侵害することがないように、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。

(ハ) 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、事業の目的を推進するための二次的な利用も可能となるように対応すること。

(ニ) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(ホ) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）を遵守しなければならない。

(2) その他

提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。